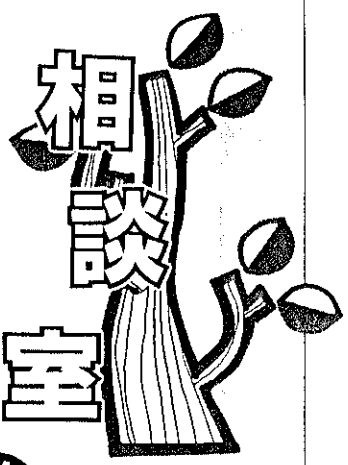

生活扶助基準の一類基準について

問

生活扶助基準の一類基準は、年齢によって基準額に差がありますが、その理由を教えて下さい。
また、現在の設定に至るまでの経緯についても教えて下さい。

答

一、一類基準と年齢別栄養所要量

ご質問にあるように、現行の一類基準は、年齢を〇歳から七十歳以上まで十二区分に分け、それぞれ基準額が設定されております。これは、一類基準が食費や被服費といった個人単位で計算できる経費に対応するものとされているため、栄養所要量及び個人的経費の消費量の年齢差に着目し設定されているからです。

ご存じのとおり、現行の生活扶助基準の設定は、当該年度に想定される一般国民の消費動向を勘案し改定する、いわゆる水準均衡方式としておりますので、品目の内訳は存在しませんが、年齢区分については、エンゲル方式時（昭和三十六～三十九年）に設定されたものとなっております。

なお、エンゲル方式時の一類基準の設定は、五年に一回公表される栄養審議会（現在の公衆衛生審議会）答申による年齢別栄養所要量を基礎に行われておりました。

二、エンゲル方式以降の一類基準設定の見直し

このように現行の一類基準の年齢区分は、エンゲル方式時に設定されたものが基礎となり、その後いく度かの見直しを行い現在に至っておりますが、その経緯について次に説明いたします。

㈠男女差の解消について

当時と現在とで大きく異なる点は、年齢別に加え、男女別にも基準設定されていたことです。

男女差については、高度成長期後の一般社会における消費構造の変化並びに女性の社会進出や消費実態の変化等から、解消を求める要望が強まる状況にあったことを踏まえ、中央社会福祉審議会において審議されることになり、慎重な検討を重ねた結果、昭和五十七年一月に「男女差については、速やかにその実態に応じて是正を行う必要がある。」旨の答申がなされました。

これを受け、当時約一五％あった格差を計画的に是正し、昭和六十年度の基準改定より男女同額としております。

㈡高齢者の一類基準について

高齢者の一類基準については、高齢化社会の進展等社会の変化に対応した基準設定がなされているところであり、具体的には、高齢者の消費実態並びに年齢別栄養所要量を勘案し、昭和四十六年度までは六十歳以上としていたものを六十五歳以上に改め、さらに平成元年度には、七十歳以上とし現在に至っております。

㈢級地別基準設定について

現行級地制度は、昭和六十年の中央社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、各級地に枝級地を設け、三級地制六区分としております。

級地別の基準設定については、最上位枝級地である一級地の一を百とし、一級地の二は九五・五、以下三級地の二まで四・五%の格差により設定されております。

なお、七十歳以上の一類基準は、㈡で述べたとおり、平成元年度に設定され、その後、六十歳代の基準額に対して一定の格差を設けるため、経過的に据え置かれていたところでありますが、概ね妥当な水準に達したことから、平成六年度より据え置くことを解除したところであり、現在、他の年齢区分と同様の格差とするため、各級地における上位枝級地の基準のみを引き上げることとし、計画的に是正を行っているところであります。

三、現行一類基準額と年齢別栄養所要量との関係

このような経緯から、現在の年齢別基準額が設定されているところでありますが、ここで、現行の一類基準と年齢別栄養所要量が、どのような関係にあるのかをみてみることにしましょう。

別表に示すグラフは、一級地の一における現行基準額と平成元年度の年齢別栄養所要量（五年ごとの答申のため直近の数値である）を、それぞれ十五歳から十七歳の値を百とし指数化したものですが、現在においてもほぼ一致していることがお分かりいただけると思います。（なお、ここで注意しなければならないのは、このグラフは単純に基準額と栄養所要量を年齢別に比較したものであり、食費以外の経費に相当するものは考慮しておりません。）

以上説明してきましたように、現在の一類基準における年齢による基準額の格差は、栄養所要量が基礎となっておりますが、額の設定については、一般国民における生活費全般の消費水準との比較において相対的に設定されております。

（別表　年齢別にみた１類基準と栄養所要量との比較）

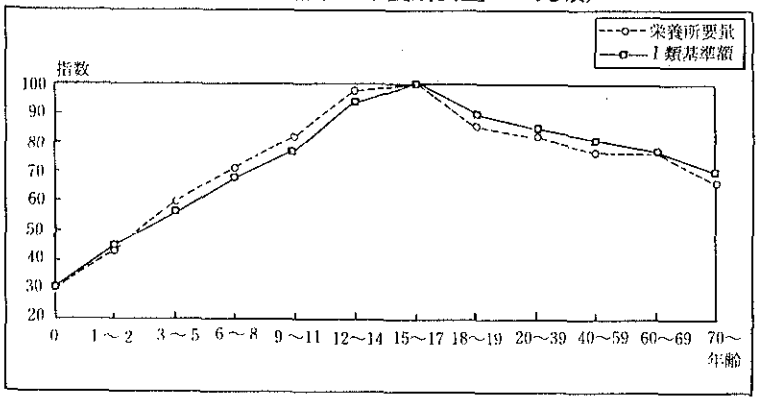

（参考）改定方式と１類基準設定の変遷

	S.36	S.40	S.59
改定方式	エンゲル方式	格差縮小方式	水準均衡方式
年齢階級	11区分	12区分（昭和46年度～）	12区分
男女差	男女別		男女差解消　（昭和60年度～）
高齢者基準	60歳以上	65歳以上（昭和46年度～）	70歳以上　（平成元年度～）
級地制度	4級地制	3級地制（昭和53年度～）	3級地制6区分（昭和62年度～）